

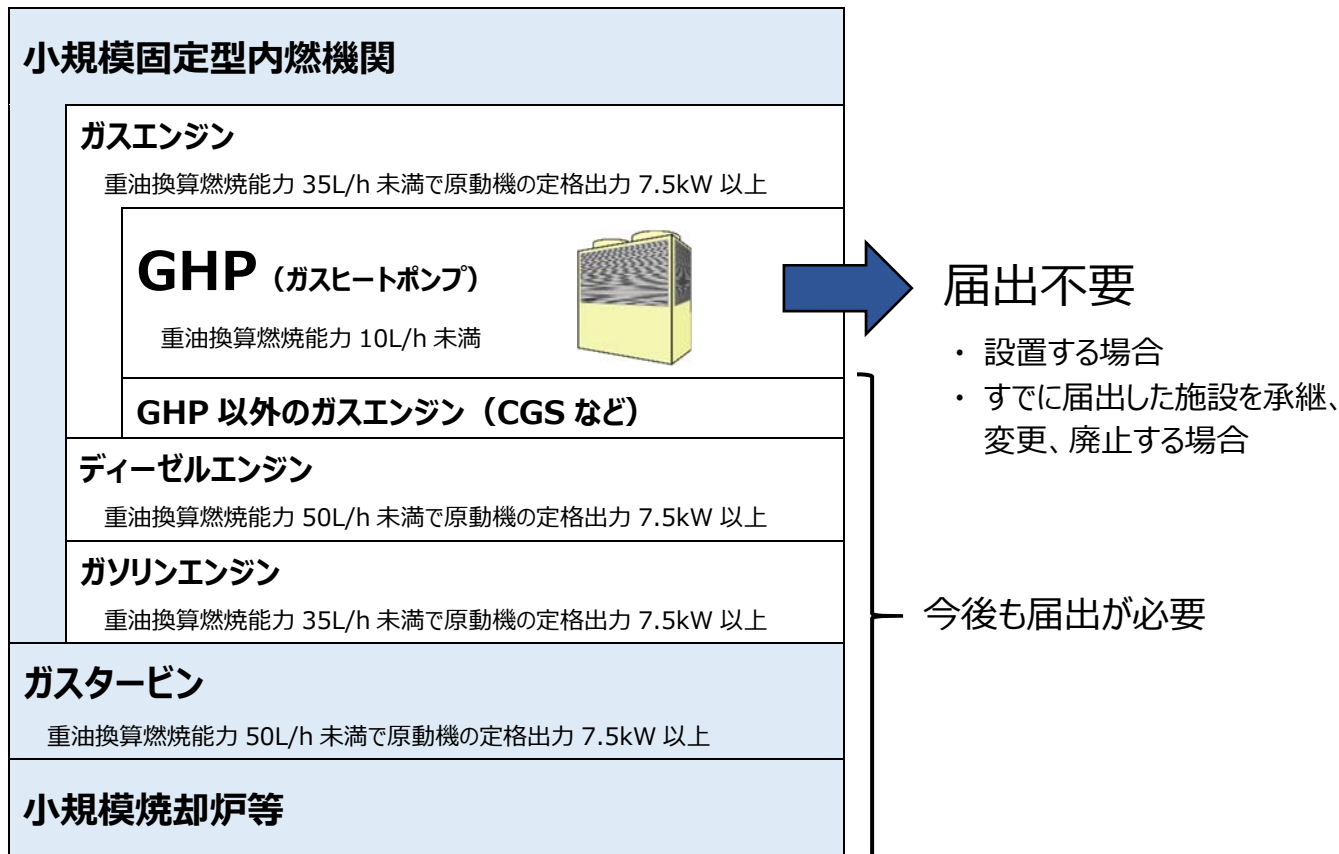
令和3年10月1日から GHP（ガスヒートポンプ）の届出が不要になります

横浜市生活環境の保全等に関する条例・施行規則が改正され、特定小規模施設のうち重油換算燃焼能力が10L/h未滿のGHP（ガスヒートポンプ）について、届出が不要になります。（条例第86条～第88条、施行規則第68条・第68条の2）

窒素酸化物の排出濃度基準は、引き続き適用されます。

施行 | 令和3年10月1日

特定小規模施設



※GHP について届出が不要になりますが、排ガスの基準（窒素酸化物の排出濃度基準 12 モード 100ppm 以下）は遵守する必要があります。

※事業所において、GHP の他にガスエンジン CGS など GHP 以外の特定小規模施設を設置している場合は、GHP 以外の施設について承継、変更、廃止の手続きは引き続き必要です。

お問合せ

横浜市環境創造局大気・音環境課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 27階

TEL 045-671-3843